

平成17年度総合評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局	評価時期
課題の内容	<p>課題名 法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>現在，我が国は，新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり，自由かつ公正な経済社会を築き，世界的規模で広がる大競争時代を勝ち抜いて大いなる発展を遂げるため，国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。</p> <p>とりわけ，経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は，透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり，我が国の将来の決定的要素となるものである。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 目的・目標</p> <p>上記の課題に対応するためには，まず，社会経済情勢の変化を踏まえつつ，企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要であり，これによって，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。また，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように，刑事基本法制を整備することが必要であり，これによって，事後監視・救済型社会の基盤を形成し社会の安定に資することになる。さらに，国民に分かりやすい司法を実現するためには，法令を理解しやすいものとするのが不可欠であり，これによって，透明なルールに貫かれた事後監視・救済型社会の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。</p> <p>法務省では，このような観点から，平成13年度から5年程度の期間を目標として，集中的に，経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいたが，「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成18年1月20日閣議決定）を踏まえ，さらなる基本法制の整備が行うため，その期間を平成21年度末まで延長し，検討を行う。その具体的内容は以下のとおりである。</p> <p>【民事関係】</p> <p>企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されるに至っており，また，新規企業の資金調達の需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築するとともに，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等を図ることにより，我が国の企業の競争力の強化を図るため，会社の機関のあり方，会社情報の適切な開示のあり方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p> <p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備する。</p> <p>速やかかつ合理的な破綻処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。</p> <p>司法の国民的基盤の確立のためには，分かりやすい司法を実現する必要</p>	

があり、その前提として、司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要であるところ、我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがあることから、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

【刑事関係】

クレジットカード等の支払用カードの偽造等の事案が多発している状況にかんがみ、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードたる電磁的記録の不正作出等の行為に対する罰則を整備する。

長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっているところ、悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。

近年、企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われており、国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直す。

近年、コンピュータが社会の各般の分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大するとともに、利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しているところ、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、ハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠であり、ハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

3. 具体的内容

(1) 法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところであるが、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため、平成13年4月、内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強し、現在、約40名からなる民事刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

(2) 法整備の具体的内容

(・は平成18年3月31日現在で整備済みのもの、 は平成19年ころまでに整備予定のもの)

民事関係

ア 商法

- ・株主総会運営等におけるITの活用、ストック・オプション制度の見直し
- ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制的抜本的見直し
- ・条文について、平仮名・口語体とするための検討

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し 等 イ 民法及びその関連法 <ul style="list-style-type: none"> ・中間法人制度の創設 ・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備 ・民法典（第一編から第三編まで）を平仮名・口語体とする 信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し 等 ウ 倒産法 <ul style="list-style-type: none"> ・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素，合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し ・特別清算制度の見直し 等 エ 民事訴訟法等 <ul style="list-style-type: none"> ・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの，民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し 等 刑事関係 <ul style="list-style-type: none"> ア 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・支払用カードの偽造等犯罪に関する罰則の整備 ・倒産犯罪等に関する罰則の整備 民事執行，民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 企業の刑事責任の在り方の見直し 等 イ IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備 ハイテク犯罪に対する罰則の整備 コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 等
<p>評価手法等</p>	<p>民事・刑事基本法制の整備は，我が国の基本法制を事後監視・救済型社会の基盤として有効で，社会経済情勢に対応したものとするためのものである。</p> <p>そこで，本件総合評価においては，そのような観点から，民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して，必要にして十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。本件政策課題である基本法制の整備は，上記のとおり，平成13年度から平成21年度末の期間を目途とするものであり，その評価は，基本法制の整備を終えた後に行うこととなるが，今回は，平成17年度における立法作業の状況の説明を中心とする。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1．平成17年度に講じた施策</p> <p>(1) 平成17年度末日時点において成立・公布した法案</p> <p>【民事関係】</p> <p>社会経済情勢の変化にかんがみ，会社法制について，最低資本金制度の撤廃，会社の機関の設置等における定款自治の範囲の拡大，合併等の組織再編成に関する手続の整備，有限責任社員のみで構成される新たな会社類型の新設等を行うとともに，国民に理解しやすい法制とするため，これを現代用語の表記によって一体のものとして再編成することを目的とした会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定</p> <p>船舶事故における被害者保護の強化の観点から，「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の国会による締結の承認を得ることに併せて，これに伴う国内法の整備を行うための船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正</p>

	<p>(詳細については別添「立法作業シート」を参照)</p> <p>【刑事関係】 平成 17 年度に成立・公布された法案はなし。</p> <p>(2) 平成 17 年度中に国会に提出した法案のうち，同年度末日時点において成立・公布に至っていないもの</p> <p>【民事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の適用に関する通則法案 ・信託法案 ・信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 <p>【刑事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 評価結果 (評価期間未了)</p>
備 考	

立法作業シート

立法所管部局	
民事局	
法律名	会社法 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社法制に関する従来の商法，有限会社法等は，片仮名の文語体で表記されており，利用者に分かりやすい平仮名の口語体による表記に改めるべきであるとの指摘がされていた。 2 会社法制に関する重要な規定が各法律に散在しており，利用者にとって分かりにくいものになっているという指摘がされていた。 3 会社法制については，近時，議員立法によるものも含め，短期間に多数回にわたる改正が積み重ねられており，その全体的な整合性を図り，現代社会により一層対応したものに改善するために，改めて体系的にその全面的な見直しを行う必要があるという指摘がされていた。
立法の目的	社会経済情勢の変化にかんがみ，会社法制について，最低資本金制度の撤廃，会社の機関の設置等における定款自治の範囲の拡大，合併等の組織再編成に関する手続の整備，有限責任社員のみで構成される新たな会社類型の新設等を行うとともに，国民に理解しやすい法制とするため，これを現代用語の表記によって一体のものとして再編成することを目的とする。
立法による効果あるいは予想される効果	会社経営の機動性・柔軟性が向上するとともに，その健全性がより一層確保されることが期待される。
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の視点に立った規律の見直し 中小企業や新たに会社を設立しようとする者の実態を踏まえ，会社法制を会社の利用者にとって使い易いものとするために，各種の規制の見直しを行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 株式会社と有限会社を1つの会社類型（株式会社）として統合 いわゆる株式譲渡制限会社（その発行する全ての株式について株式の譲渡につき当該会社の承認を要する株式会社）について取締役の人数規制や取締役会の設置義務が課せられない現行の有限会社型の機関設計の採用を認めるなど，株式会社における定款自治の範囲を拡大し，その規律の多様化・柔軟化を図ることにより，現行の株式会社と有限会社の両会社類型を1つの会社類型（株式会社）として統合する。 既存の有限会社については，引き続き従前の規律を維持するため，整備法により所要の経過措置を設ける。 (2) 設立時の出資額規制の撤廃（最低資本金制度の見直し） 株式会社の設立に際して出資すべき額について，下限額（現行法では株式会社につき1000万円，有限会社につき300

万円)の制限を撤廃する。

(3) 事後設立規制の見直し

事後設立(会社成立前から存在する財産で営業のために継続して使用するものを会社成立後2年以内に一定規模以上(現行法では資本の5パーセント以上)の対価で取得すること)に係る検査役の調査の制度は、廃止する。

2 会社経営の機動性・柔軟性の向上

会社経営の機動性・柔軟性の向上を図るため、株式会社の組織再編行為や資金調達に係る規制の見直し、株主に対する利益の還元方法等の合理化を行うとともに、取締役等が積極果敢な経営を行うことの障害にならないよう取締役等の責任に関する規律の合理化を図る。

(1) 組織再編行為に係る規制の見直し

組織再編行為に係る規制について、次のような見直しを行う。

吸収合併等の場合において、消滅会社の株主等に対して、存続会社等の株式以外の財産(現金、親会社の株式等)を交付すること(「合併等対価の柔軟化」)を認める。

簡易組織再編行為(存続会社等における株主総会の承認決議を要しない組織再編行為)に係る要件を緩和する。また、新たに略式組織再編行為の制度を設け、合併等の組織再編行為を行う会社において株主総会の承認決議を要しないこととなる場合を拡張するとともに、少数株主保護のための差止め制度を創設する。

(2) 株式・新株予約権・社債制度の改善

資金調達の円滑化等を図る観点から、株式・新株予約権・社債制度に関し、次のような見直しを行う。

ある種類の株式の譲渡についてのみ会社の承認を要するものとするを認めるなど、株式の譲渡制限に係る定款自治の範囲を拡大する。

会社に対する金銭債権の現物出資について、一定の場合(当該会社に対し、履行期が到来しているものを当該金銭債権の債権額以下で出資する場合)には検査役の調査を要しないものとする。

多様化された種類株式の利用可能性を高めるため、種類株主総会の決議を要する場合の明確化等を図る。

端株制度について、単元株制度との統合により、廃止する。

新株予約権の消却対価として、株式を交付することを認める。

代表取締役に対する社債の発行条項に係る決定権限の授権の許容、社債管理会社の権限・責任の強化、社債権者集会の特別決議の成立要件の緩和、社債券不発行制度の導入等、社債制度全般について規律の合理化を図る。

(3) 株主に対する利益の還元方法の見直し

株主に対する利益の還元方法の多様化・柔軟化を図る等の

観点から、次のような見直しを行う。

株主に対する金銭等の分配及び自己株式の有償取得を「剰余金の配当」として整理し、これらについて統一的に財源規制をかける。

剰余金の配当は、いつでも、株主総会の決議により、決定することができるものとする。

委員会等設置会社以外の株式会社であっても一定の要件を充たすもの（取締役会のほか監査役会及び会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期を1年とするもの）については、定款の定めを置くことにより、取締役会の決議をもって剰余金の配当を決定することができるものとする。

(4) 取締役の責任に関する規定の見直し

取締役の会社に対する責任について、無過失責任規定の見直し等を行い、委員会等設置会社とそれ以外の株式会社との規律の整合性を図る。

3 会社経営の健全性の確保

会社経営の健全性を確保し、株主及び会社債権者の保護を図るため、株式会社に係る各種の規制の見直しを行う。

(1) 株主代表訴訟制度の合理化

株主代表訴訟制度について、次のような見直しを行う。

完全子会社となる会社につき係属中の株主代表訴訟の原告が、株式交換等により完全子会社の株主たる地位を喪失する場合であっても、一定の場合には、当該株主代表訴訟の原告適格を喪失しないものとする。

株式会社が株主からの提訴請求に応じない場合において、当該株主又は当該提訴請求に係る取締役からその請求があったときは、当該株式会社に、その不提訴の理由の通知を義務付ける。

株主が自己の不正な利益を図るために行う提訴等、濫用的な提訴は認めないものとする。

(2) 内部統制システムの構築の義務化

大会社について、内部統制システム（取締役の職務執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制）の構築の基本方針の決定を義務付ける。

(3) 会計参与制度の創設

主として中小企業の計算書類の正確性の向上等を図るため、任意設置の機関として、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）が、取締役等と共同して計算書類を作成し、当該計算書類を取締役等とは別に保管・開示する職務等を担うという、会計参与制度を創設する。

(4) 会計監査人の任意設置の範囲の拡大

大会社以外の株式会社は、小会社であっても、定款で会計監査人の設置を定めることができるものとする。

4 その他

(1) 新たな会社類型（合同会社）の創設

創業の活発化，情報・金融・高度サービス産業の振興，共同研究開発・産学連携の促進等を図るため，出資者の有限責任が確保され，会社の内部関係については組合的規律が適用されるという特徴を有する新たな会社類型（合同会社）を創設する。

(2) 特別清算制度等の見直し

特別清算の制度について，協定の可決要件を緩和するなどその手続を迅速化・合理化するための見直しを行うとともに，会社の整理の制度を廃止する。

立法作業の状況

平成 14 年 2 月，法務大臣から法制審議会に対する諮問がされ，これを受けて設置された同審議会の会社法（現代化関係）部会が，同年 9 月から会社法制の現代化の検討作業に着手した。同部会は，平成 15 年 10 月に，「会社法制の現代化に関する要綱試案」を取りまとめ，これを公表するとともに，パブリック・コメント手続に付して広く国民に意見を求めた。その後，同部会では，パブリック・コメントの結果も踏まえてさらに審議を進め，平成 16 年 12 月には「会社法制の現代化に関する要綱案」を決定し，これが平成 17 年 2 月 9 日に開催された法制審議会第 144 回会議において「会社法制の現代化に関する要綱」として決定されて，法務大臣に答申された。

法務省においては，この「会社法制の現代化に関する要綱」の内容に，同じ法制審議会の会議において決定された「特別清算等の見直しに関する要綱」の内容をも加えた法案の作成作業を進め，平成 17 年 3 月 18 日の閣議を経て，同月 22 日に会社法案及び整備法案が第 162 回国会に提出された。両法案は，同年 5 月 17 日に衆議院本会議で一部修正のうえ可決され，同年 6 月 29 日には参議院本会議で可決されて成立し，同年 7 月 26 日にそれぞれ平成 17 年法律第 86 号及び第 87 号として公布された。

両法律は，平成 18 年 5 月 1 日に施行された。ただし，会社法の合併等対価の柔軟化に係る部分は，上記の施行日から 1 年後に施行される。

立法作業シート

立法所管部局	
	民事局
法律名	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」(昭和50年法律第94号)は、昭和50年に「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約」に準拠して制定され、その後、昭和57年にこの条約を改正する「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約」の締結に伴って改正されたものであるが、同条約については、成立から30年近くが経過し、現在の社会経済の実態にそぐわなくなる等の問題が生じていたことから、船舶の所有者等の責任限度額の引上げ等を内容とする改定議定書である「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」が成立し、平成16年5月13日に発効するに至っている。そのため、同議定書の締結を行うとともに、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律についても、船舶の所有者等の責任限度額の一部を引き上げる等の所要の整備が求められる状況にあった。
立法の目的	船舶事故における被害者保護の強化の観点から、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の国会による締結の承認を得ることに併せて、これに伴う国内法の整備を行う。
立法による効果あるいは予想される効果	船舶事故により旅客その他の人身又は物損が生じた場合、船舶の所有者等による責任の制限の限度額が引き上げられること等により、被害者の保護の強化が図られることとなる。
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客の人身損害につき責任の制限(責任限度額の設定)を認めない旨の規定を新設する。 2 例えば、総トン数500トン以下の船舶に関する物損のみ以外の損害の場合(人損のみの場合又は人身及び物損の場合)の責任限度額を50万SDRから300万SDRに引き上げる等、責任限度額の全般的な引上げを行う。
立法作業の状況	政府は、船舶事故における被害者保護の強化の観点から、第162回国会(常会)に、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の締結承認案件を提出するとともに、これに伴う国内法の整備を行うため、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案を提出していたところ、平成17年6月10日、同法案が成立し、同月17日に公布された(なお、同議定書については、同月15日にその締結が承認された。)

平成17年度総合評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課，公安調査庁	評価時期	平成18年3月
課題の内容	<p>課題名 オウム真理教対策</p> <hr/> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>オウム真理教（以下「教団」という。）は，無差別大量殺人行為である松本・地下鉄サリン事件（以下「両サリン事件」という。）を行った団体であり，今なお無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素を保持していると認められる。</p> <p>したがって，我が国の公共の安全の確保をその責務とする公安調査庁は，教団に対して，「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく観察処分を厳正に実施して，その活動状況を明らかにするとともに，無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が増大した場合，適時に団体規制法に基づく再発防止処分を請求する必要がある。</p> <p>また，教団施設の周辺住民を始め多くの国民が，依然として教団に対して不安感を抱いていることから，関係地方公共団体からの教団に関する調査結果提供の請求に適切に応じることなどを通して，そうした不安感を解消する必要がある。</p> <p>（注）団体規制法は，団体の活動として役職員又は構成員が，例えばサリンを使用するなどして，無差別大量殺人行為を行った団体について，その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め，もって国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>同法が規定する規制措置には，当該団体の活動状況を継続して明らかにするための「観察処分」及び，当該団体の危険な要素を量的，質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査を妨害するなどして，当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に，一定の活動を一定期間制限する「再発防止処分」の二つがある。</p> <p>なお，「観察処分」の具体的な措置としては，団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められる場合に，団体が所有又は管理する土地又は建物に対して公安調査庁長官が公安調査官に行わせる「立入検査」，同庁長官が当該団体から役職員，構成員の氏名，住所などの報告を受ける「報告徴取」，その他，団体の活動状況を明らかにするために行う「任意調査」がある。</p> <hr/> <p>2. 目的・目標</p> <p>教団の活動状況を明らかにし，必要があれば再発防止処分の請求を行う，関係地方公共団体の請求に応じ教団に対する調査結果をより幅広く提供するなどの施策を通じて，教団の有している危険性の増大を防止し，国民の不安を解消する。</p>		
評価手法等	<p>これまでに講じてきた施策が，教団対策においてどのような成果を上げているか，施策の効果，必要性，効率性，有効性の観点から評価を行う。</p> <p>その際，観察処分の更新請求に際しての公安審査委員会の評価，公安調査庁からの情報提供に対する関係地方公共団体の評価なども参考にして，教団対策の施策の成果を総合的に評価する。</p>		
評価の内容	<p>1. 平成17年度までに講じた施策</p>		

(1) 公安調査庁は、教団に対する動向調査、観察処分に基づく立入検査及び教団からの報告徴取の結果、教団が依然として麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を絶対的帰依の対象とし、同人の教えに基づく殺人を勧める綱領、修行体系、位階制度等を維持するなど、その危険な体質を観察処分決定時及び期間更新決定時と変えていない上、閉鎖的・欺まんの体質を保持しており、将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があり、引き続き、その活動状況を継続して明らかにする必要があると判断し、平成17年11月25日、団体規制法の規定に基づき、公安審査委員会に対して、観察処分の期間更新（第2回目）を請求した。また、公安調査庁長官は、同請求に際し、教団の収益事業の概要、事業の収支状況等の報告事項を追加するよう意見を述べた。

(2) 公安調査庁は、平成17年度において、団体規制法第7条第2項の規定に基づき、合計24回（約240時間）にわたり、延べ32施設に対し、公安調査官延べ710人を動員して立入検査を実施した。また、教団から4回にわたり、役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項について報告を受けた。

さらに、観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長の請求を受け、18の関係地方公共団体の長に対し、47回にわたり情報提供を行った。

なお、平成15年度及び同16年度における立入検査等の実施状況は、次のとおりである。

【平成15年度】

- ・立入検査回数 20回（延べ施設数 33か所）
- ・教団からの報告徴取 4回
- ・情報提供数 16地方公共団体の長に対し、56回

【平成16年度】

- ・立入検査回数 24回（延べ施設数 29か所）
- ・教団からの報告徴取 4回
- ・情報提供数 17地方公共団体の長に対し、42回

(3) 団体規制法の規定に基づき、平成15年4月、同16年4月及び同17年4月に、前年における同法の施行状況等を国会に報告した。

2. 評価結果

(1) 立入検査等による成果

教団に対する動向調査、観察処分に基づく立入検査及び教団からの報告徴取を実施したことにより、

各施設で、麻原の著書及び同人の説法を収録したビデオ・カセットテープ、CD、DVDが多数使用・保管されていたほか、施設内で麻原の唱える説法や呪文（マントラ）が流されているなど、教団信徒が依然として麻原の教えに従って活動を継続している。

教団が出家信徒の住居として報告していた施設が、麻原の行った殺人をも肯定する内容の説法を始め同人のすべての説法を一括して管理・保管する教団の枢要施設であったり、教団が一般人を代表者に据え、教団名を秘匿して確保した施設が、教団信徒向けの食品を製造する工場として使用されている。

教団は、立入検査に際して逐一異議を申し立てるなど、これまでも非

協力的な対応を示していたが、平成17年6月、教団等が立入検査により精神的苦痛を受けたとして提訴していた国家賠償請求が棄却された後も、「写真撮影は押収と同視し得るもので認められない」などと抗議し、検査対象物の撮影をしばしば中断ないし遅延させるなど、今なお非協力的な姿勢を見せている。

教団は、衆生救済を実現するために、すべての人が麻原の定めた一定の位階に達した教団の信徒に指導されながら暮らす理想郷（シャンバラ）を実際に我が国に建設することを目指すとする「日本シャンバラ化計画」を依然として保持し、信徒に対して、同計画を実現するためには、教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む教義である「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践の重要性を強調している。また、信徒に対して、その基礎となるマインドコントロールの手法を用いた修行・儀式を受けさせるとともに、両サリン事件を同教義の実現として正当化する指導を行っており、末端信徒にもそうした認識が浸透している。

教団からの報告徴取において、教団が、信徒の一部を殊更報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告していないなど、教団が依然として麻原を絶対的帰依の対象とし、同人の教えに基づく殺人を勧める綱領、修行体系、位階制度等を維持するなど、その危険な体質を観察処分決定時及び期間更新決定時と変えていない上、閉鎖的・欺まんの体質を保持しており、将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにすることができた。

(2) 施策の効果、必要性、効率性、有効性等

イ 教団は、観察処分に付されている現在においても、組織の実態や活動状況を偽ろうとし続けており、公安調査官による立入検査及び教団からの報告徴取が不可能となった場合、両サリン事件の際と同様に、閉鎖社会の中で秘密裏に無差別大量殺人行為に結び付く危険な要素を増大させるおそれが大きく、教団の危険な要素の増大を適時・的確に把握して、活動制限を伴う再発防止処分を請求することが困難になることも懸念され、教団の危険性の増大を防ぐ上で観察処分は不可欠な措置であると考えられる。

ロ 公安調査庁における調査活動は任意調査であり、通常、調査対象団体の活動状況を明らかにする場合、当該団体に対する動向調査に加え、当該団体内部の状況を知り得る立場の者から当該団体の活動状況や危険動向に関する情報を収集し、その真偽等も含め内容を評価・分析することとなる。これに対し、観察処分に基づく立入検査は、公安調査官自らが教団の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、時間的・労力的に効率的・有効的な措置であると考えられる。

ハ 公安審査委員会は、平成18年1月23日、教団が現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があるのはもとより、その体質は未だ閉鎖的・欺まんの体質で、その活動状況を把握するのが困難な実情にあり、引き続き、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるとして、観察処分の期間を3年間更新することを決定した。また、公安調査庁長官が、観察処分の期間更新請求に際し、教団の収益事業の概要、事業の収支状況等の報告事項を追加するよう意

見を述べたことに対して、教団の収益事業の概要、各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所等を報告事項とすることを認めた。

同決定では、公安調査庁が観察処分の実施を通じて明らかにした教団の組織、活動の実態、危険性が認められており、公安調査庁の主張が正しかったと言える。

二 教団等が、公安調査官の立入検査によって損害を受けたとして平成15年8月8日付けで提起した国家賠償請求訴訟において、東京地方裁判所は、平成17年6月24日、原告の請求を棄却する判決を行った（平成17年7月13日確定）。また、教団の信徒が、公安調査官の調査によって損害を受けたとして平成15年1月15日付けで提起した国家賠償請求訴訟について、東京地方裁判所は、平成17年7月25日、原告の請求を棄却する判決を行った（平成17年8月10日確定）。

これらの判決からも、公安調査庁による教団に対する動向調査及び立入検査が適切に行われていると考えられる。

ホ 平成17年度には、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、4地方公共団体、4地方議会及び4団体から、観察処分の期間更新や教団に対する活動規制の強化などを求める要望書等が提出されている。また、平成16年12月には、地方公共団体への調査結果提供書の記載内容について、法務省令の一部を改正し、提供範囲の拡大を図ったところ、提供先の地方公共団体から「施設内部の状況だけでなく教団の活動実態が判り、地域住民の不安解消に役立った」などとして一定の評価を得ていることを勘案すると、地方公共団体が必要とする情報を適切に提供できたと考える。

(3) 今後の課題

教団については、麻原の死刑判決確定の公算が大きくなる中、信徒の動揺や危険な行動が懸念され、また、指導部における意見対立が深刻化し、一部に「新団体設立」の動きも見られることから、引き続き、教団の組織、活動の実態及び危険性の全容を明らかにするため、教団に対する調査体制をより一層強化する必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用
備考

平成17年度総合評価実施結果報告書

政策所管部局	刑事局	評価時期	-
課題の内容	<p>課題名 裁判員制度に関する広報・啓発の推進</p> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>21世紀の我が国社会を自由で活力のあるものにするために、様々な構造改革を通じて、事前規制・調整型社会から事後チェック・救済型社会への転換が進められているところ、そのような社会においては、司法の役割はこれまで以上に大きくなり、司法がその機能を十全に果たすためには、国民からの幅広い支持と理解を得て、その国民的基盤を確立することが不可欠である。</p> <p>そのためには、国民が広く司法の運用全般について多様な形で参加することが期待されること、国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判内容により反映されるようになることによって、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることが可能となることなどを踏まえて、平成16年5月、国民の司法参加を実現する「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立するに至り、同法律は、平成21年5月までに施行することとされている。</p> <p>2. 目的・目標</p> <p>裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することにより、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものである一方で、裁判員となった国民には、出頭義務、守秘義務といった全く新たな義務を課すものである。</p> <p>そのため、本法律の所管省庁である法務省は、国民に対し、本法律の趣旨及び意義を正確に伝え、法施行前に制度に対する抵抗感を確実に払拭し、制度への参加意欲向上を図っていく責務を担っており、国民に対する制度の積極的な広報啓発活動を展開し、平成20年度までに、国民の裁判員制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上とすることを目標とする。</p> <p>3. 具体的内容</p> <p>裁判員制度の広報・啓発活動に当たっては、平成16年7月1日に法務省刑事局総務課内にプロジェクトチームを設置し、広報ポスター及びリーフレットの作製、制度に関する説明会の開催などの広報・啓発活動に取り組んでいる。また、最高検察庁を始めとする全国各検察庁においては、職員一人ひとりがそれぞれ広報官であるとの認識の下、ポスター・リーフレットの掲示・配布、地方自治体や関係団体などに対する協力依頼などの広報・啓発活動に取り組んでいる。</p>		
評価手法等	<p>裁判員制度は、国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであり、平成21年からの制度施行を円滑なものとするためには、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、制度の具体的内容等についての広報・啓発活動を推進して国民の理解と協力を得ることが不可欠である。</p> <p>そこで、本件総合評価においては、制度の認知率及び参加意識の向上の程度について、世論調査等の客観的な数値結果に基づき、これを分析して評価を行うこととなる。</p> <p>本件政策課題は、制度施行の直前である平成20年度末までを目途とするも</p>		

	<p>のであり、また、平成18年度からは、平成20年度までの3年間を目標期間とする成果重視事業とされたことから、その評価は、上記期間経過後に行うこととなる。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成17年度に講じた施策</p> <p>広報ポスター 裁判員制度が平成21年から開始されることについて、国民に広く周知することを目的とした広報ポスターを作製し、全国地方自治体等を始めとした全国規模での掲示を実施したほか、全国のJR、私鉄、地下鉄の主要駅構内、車内等において掲出する交通広告を実施</p> <p>広報リーフレット等 裁判員制度の概要（裁判員の役割、裁判員の選任方法、対象となる事件等）をQ & A形式でまとめた広報リーフレット等を作製し、全国地方自治体等を始めとした頒布を実施</p> <p>懸垂幕等 地方検察庁において、広報キャッチフレーズ等を盛り込んだ懸垂幕等を作製・設置</p> <p>説明会・講演会等 法務省・各検察庁において、広く国民一般を対象に様々な機会をとらえて制度の説明会・講演会等を実施するとともに、経営者団体等の各種団体、個別企業等に対しても、積極的な説明・協力依頼等を実施</p> <hr/> <p>2. 評価結果 （評価期間未了）</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>特になし</p>
<p>備考</p>	<p>本件政策課題は、平成18年度から成果重視事業とされ、平成20年度までの3年間を目標期間として、裁判員制度の認知率を100パーセントにすること及び裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上に増加させることにより、裁判員制度の円滑な実施に資することを成果目標としている。</p>